

## 市長等の給与の減額措置を実施します ～医療従事者等への支援に活用～

千葉市では、新型コロナウイルス感染症対応の事業の財源として活用するため、市長等の給与の減額措置を実施しますので、お知らせします。

### 1 趣旨・概要

新型コロナウイルスへの感染リスクとともに、厳しい勤務環境の中で業務に従事している医療従事者等への支援に活用するため、市長等の給料を減額するもの。

### 2 対象者

市長及び両副市長

### 3 減額措置の内容

令和2年7月分給料の30%を減額

(市長については、令和2年4月1日～令和3年3月31日まで実施している5%の減額措置適用後の給料から、さらに減額を行う。)

### 4 今回減額措置の影響額

1,013,745円

### 5 今後の流れ

令和2年第2回千葉市議会定例会に、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正議案を提出予定

#### 【参考】

	支給額 (本則額)	30%カット後	影響額
市長	1,251,150円※ (1,317,000円)	875,805円	375,345円
副市長	1,064,000円	744,800円	319,200円

※令和2年4月1日～令和3年3月31日まで実施する5%の減額措置適用後の支給額

**影響額** 市長375,345円 + 副市長319,200円×2名 = 1,013,745円

### 6 医療従事者等支援の事業イメージ

別添「新型コロナ医療・介護応援寄附金」のとおり